

(3) 埋立処分地

表－15 埋立処分地一覧(平成24年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	平成23年度 埋立実績量 (㎡/年度)	平成23年度末 残余容量 (㎡)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	5,470	30,289	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	171,000	6,504	60,198	山間	2001	有	有
〃	大津クリーンセンター廃棄物最終 処分場	49,000	340,300	4,989	11,520	山間	1994	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	3,638	99,189	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	803	24,270	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	159	2,065	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	367	5,028	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	192	26,015	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	58,000	996	12,912	山間	1991	有	有
〃	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	44	1,881	山間	1984	有	有
〃	高島横山不燃物処理場	5,200	19,600	784	1,000	山間	1984	有	有
〃	新旭不燃物処理場	10,808	160,400	0	0	山間	1968	無	無
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	159	27,413	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	18,700	201,672	1,937	25,537	山間	1990	有	有
〃	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	954	6,362	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,398	38,948	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	448	16,133	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	6,323	67,613	山間	1998	有	有

●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図っています。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される県下一斉清掃の回収ごみ量をみると減少傾向にありますが、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。特に、湖岸ではレジャー客が出すごみ、駅前や渋滞する交差点付近ではたばこの吸い殻が多く見受けられます。

このため、さらに監視・パトロールを強化するとともに、啓発についてもパトロール車による啓発等を実施し、県民との協働による「淡海エコフオスター制度」で、地域の環境美化活動を支援して、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成24年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別		(単位：団体)	
管 内	平成23年12月末現在 累 計	平成24年12月末現在 累 計	
県管理地域小計	466	453	◆団体別（平成24年12月末現在） 住民団体：17% 企 業：79% そ の 他：4% ◆活動場所別（平成24年12月末現在） 道 路：81% 河 川：15% そ の 他：4%
県庁直轄	41	44	
南部環境事務所	65	58	
甲賀環境事務所	41	41	
東近江環境事務所	117	113	
湖東環境事務所	64	58	
湖北環境事務所	104	109	
高島環境事務所	34	30	
市町管理地域小計	19	13	
合 計	485	466	

(4) し尿処理施設

表一 1 6 し尿処理施設一覧(平成24年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (k1/日)	処理方法	高度処理			使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (凝集分離処分)	その他				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段+高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1985	520-2273	大津市羽栗1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素+ 高度処理	○	○	活性炭	2006	520-0503	大津市北比良1039- 3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化+ 活性汚泥+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1978	522-0056	彦根市開出今町 1330	0749(24)2497
④ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	1976	520-1621	高島市今津町今津 770	0740(22)2725
⑤ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段+高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1983	529-0367	長浜市湖北町海老 江1049	0749(79)0181
⑥ 八日市布引ライフ 組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1996	527-0066	東近江市柴原南町 1590	0748(22)0465
⑦ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	メタン発酵+ 標準脱窒素+ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2012	528-0005	甲賀市水口町水口 6458	0748(62)0809
⑧ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊橋苑	80	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字 八町500	0749(35)4058
⑨ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素+ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

図－１８ し尿処理施設位置図(平成 24 年 12 月末現在)

- ① 大津市南部衛生プラント
- ② 大津市志賀衛生プラント
- ③ 彦根市衛生処理場
- ④ 高島市衛生センター
- ⑤ 湖北広域行政事務センター
第1プラント
- ⑥ 八日市布引ライフ組合
衛生センター
- ⑦ 甲賀広域行政組合
衛生センター第1施設
- ⑧ 湖東広域衛生管理組合
豊楠苑
- ⑨ 湖南広域行政組合
環境衛生センター



(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図-19のとおりで、平成13年度から減少しており、平成22年度末現在40,745基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

図-19 浄化槽設置基数の推移

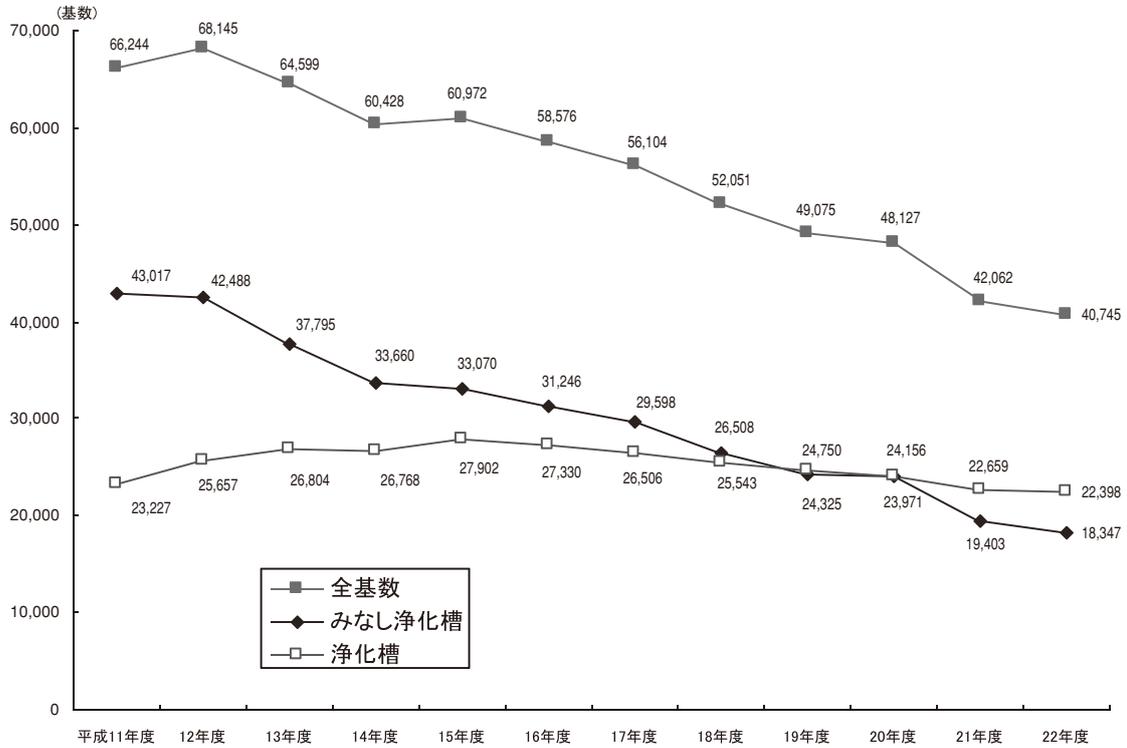
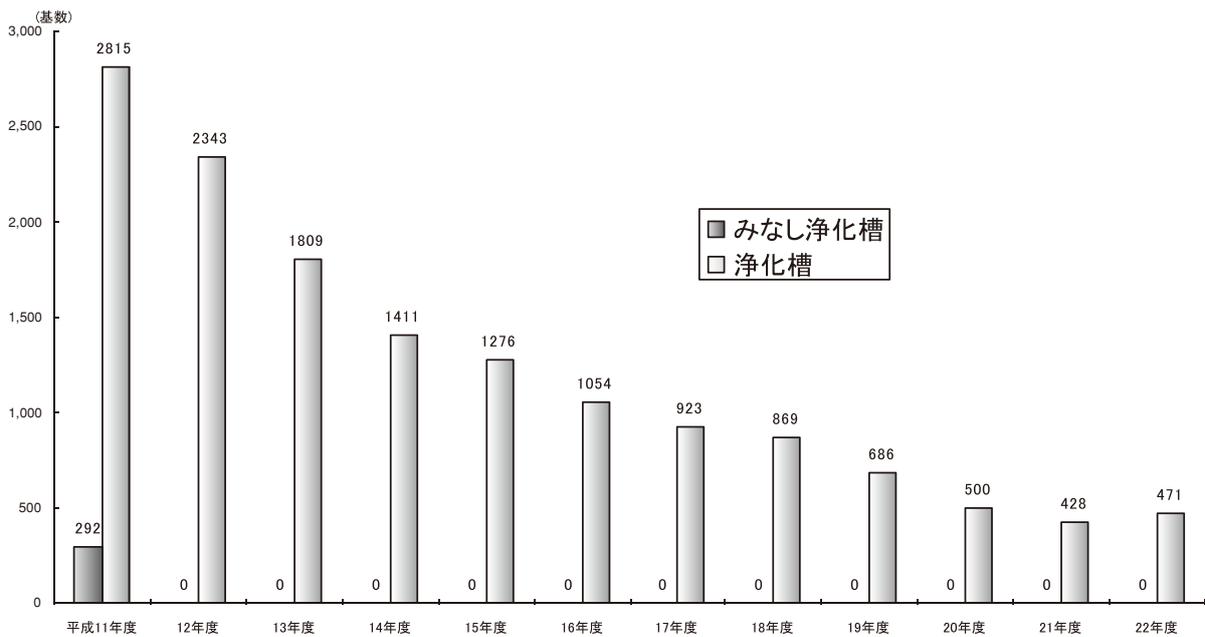


図-20 浄化槽新規設置基数の推移



表－１７ 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	平成 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大津市	58	48	67	68	52	57	49	48	43	29	23
彦根市	150	110	115	91	70	37	33	35	27	37	34
長浜市	78	29	19	7	12	7	6	3	7	4	2
近江八幡市	163	95	103	64	61	34	56	58	79	76	95
草津市	72	41	25	35	27	0	2	1	2	0	1
守山市	3	1	0	0	1	1	2	0	1	2	1
栗東市	27	25	32	18	18	0	0	0	0	0	0
甲賀市	276	154	198	102	51	35	18	0	22	32	22
野洲市	2	0	1	4	0	2	1	1	0	0	1
湖南市	46	36	41	36	36	0	0	26	0	0	0
高島市	179	104	101	98	58	34	23	25	24	20	15
東近江市	128	68	47	30	19	24	14	16	9	11	10
米原市	53	21	12	6	4	2	0	1	0	0	0
日野町	31	17	18	27	21	5	12	7	7	2	0
竜王町	28	0	14	10	6	7	5	5	5	6	1
愛荘町	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	19	9	5	3	0	0	0	1	0	0	0
多賀町	9	7	4	10	9	7	3	4	14	13	13
合計	1,322	766	803	609	445	252	224	231	240	232	218
県費補助金(千円)	259,243	149,287	149,360	109,339	77,732	36,242	35,427	31,573	36,810	25,866	30,288

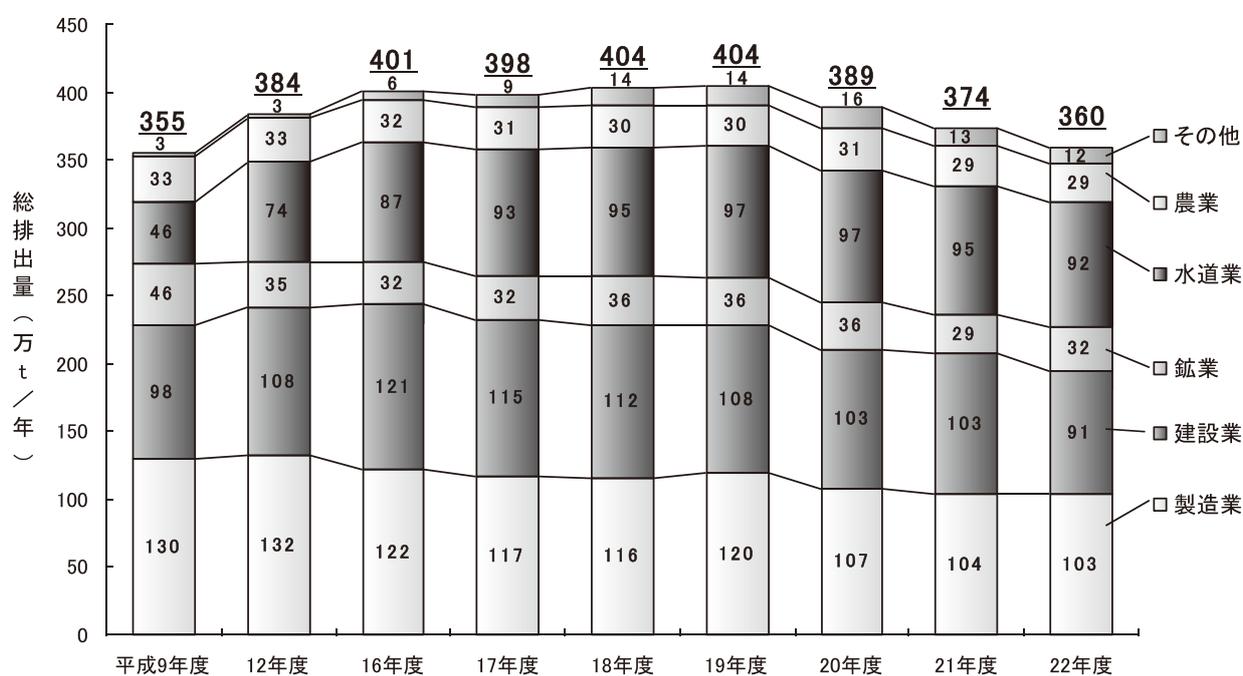
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成22年度における産業廃棄物の総排出量は360万tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、製造業が103万tで最も多く、次いで建設業が91万t、水道業（下水道業を含む）が92万tとなっています。

図-21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

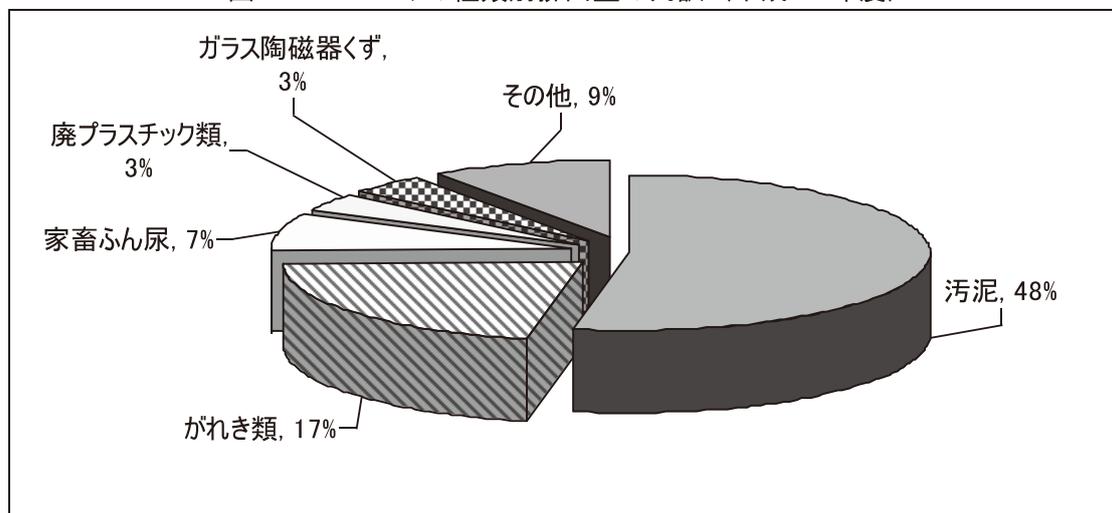
平成 22 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,955 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 697 千 t となっています。

表－18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 22 年度）

	合計		前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
		構成比							
燃え殻	5	0%	4	0	0	0	4	0	1
汚泥	1,955 (348)	48%	1,977	0	319	27	670	923	17
廃油	57	1%	59	0	0	1	42	0	14
廃酸	26	1%	25	0	0	0	25	0	1
廃アルカリ	122	3%	78	0	0	0	117	0	5
廃プラスチック類	126	3%	133	0	0	26	58	0	42
紙くず	5	0%	4	0	0	5	0	0	0
木くず	100	2%	87	0	0	100	0	0	0
繊維くず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	12	0%	11	0	0	0	12	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	28	1%	40	0	0	9	7	0	11
ガラス陶磁器くず	107	3%	163	0	0	35	57	0	14
鉱さい	42	1%	36	0	4	1	36	0	2
がれき類	697	17%	808	0	0	697	0	0	0
ばいじん	2	0%	1	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	292	7%	294	292	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	19	0%	13	0	0	9	1	0	8
合計	3,596 (1,989)	89%	3,735	292	323	907	1,033	924	118

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図－22 ごみの種類別排出量の内訳（平成 22 年度）

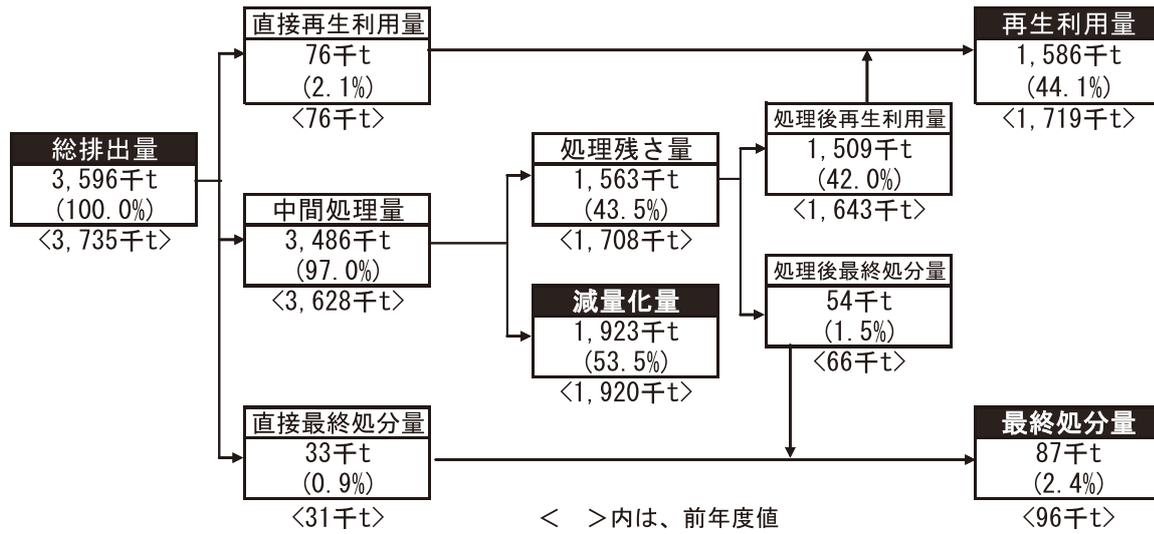


2 産業廃棄物の処理状況

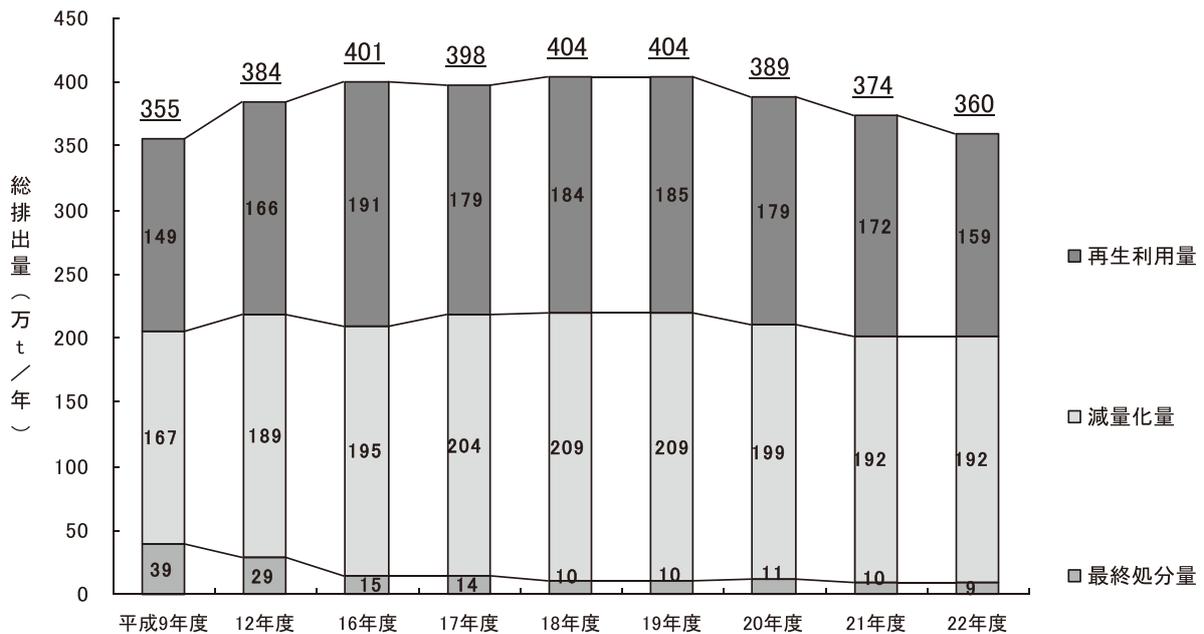
産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,596 千 t のうち、97.0% に当たる 3,486 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,923 千 t (53.5%) が減量されています。また、総排出量の 44.1% に当たる 1,586 千 t が再生利用され、2.4% に当たる 87 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿等において高くなっています。

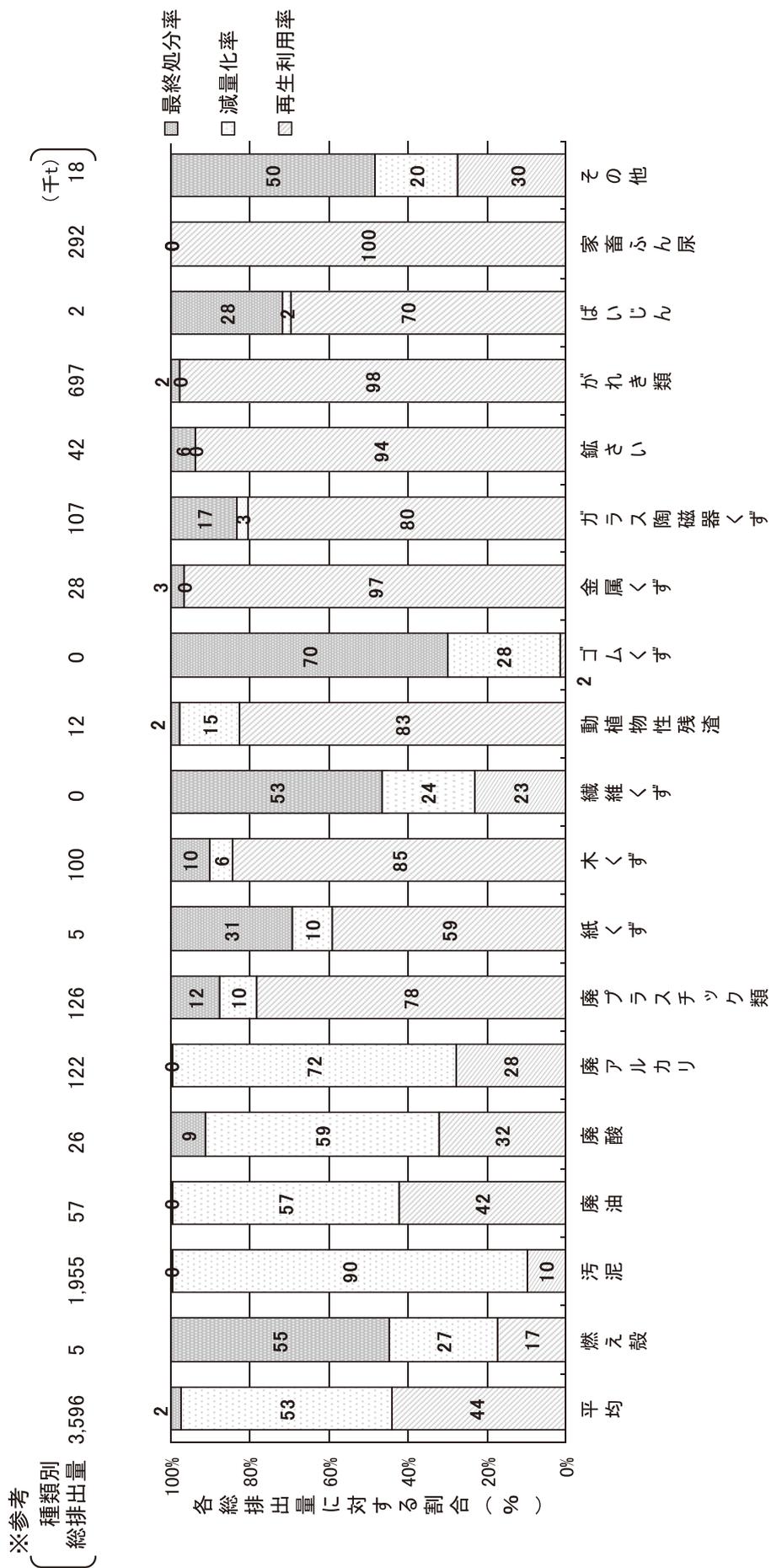
図－23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況（平成 22 年度）



図－24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(平成22年度)



●リサイクル製品認定制度

資源循環型社会づくりを進めるために、ごみの発生抑制や再利用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成17年3月に創設しました。



●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成16年1月に、滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者が税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の4つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを、本税収を用いて実施しています。

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内で「情報共有」をし、事務処理の効率化が出来る仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを推進しており、平成22年度においての、県内の電子マニフェスト利用率は30.5%となっています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 22 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 1,547,768t となりました（県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません）。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 22 年度における県内の中間処理施設による処理量は、1,517,929t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,489,954t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 802,497t、汚泥が 242,183t であり、これらで全体の 69%を占めています。

表－19 中間処理施設での処理量(平成 22 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		121,683	92,525	27,975	0	242,183
	脱水	115,253	0	27,975	0	143,228
	乾燥	5,978	0	0	0	5,978
	焼却	350	17,427	0	0	17,777
	その他	102	75,098	0	0	75,200
がれき類		43,458	759,040	0	0	802,497
廃油		0	99,804	0	0	99,804
	油水分離	0	35,160	0	0	35,160
	焼却	0	55,768	0	0	55,768
	その他	0	8,876	0	0	8,876
廃酸・廃アルカリ		31,479	35,370	0	0	66,849
廃プラスチック類		5,986	86,295	0	0	92,282
	焼却	17	3,314	0	0	3,331
	破碎	5,878	49,377	0	0	55,254
	その他	92	33,605	0	0	33,697
木くず		7,153	103,896	0	0	111,049
紙くず		1	8,009	0	0	8,010
その他の廃棄物		1,619	93,637	0	0	95,256
合計		211,379	1,278,575	27,975	0	1,517,929

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 22 年度における県内の最終処分場による処理量は、26,509t でした。

表－20 最終処分場での処理量(平成 22 年度)

施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	2	2,602	192	0	2,796
管理型	1	0	1	23,712	23,714
合計	2	2,602	193	23,712	26,509

金 惠麗さん(東近江市立聖徳中学校 2 年)の作品



(4) 許可登録状況

平成 22 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,764 業者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,654 業者と、全体の 96%となっています。

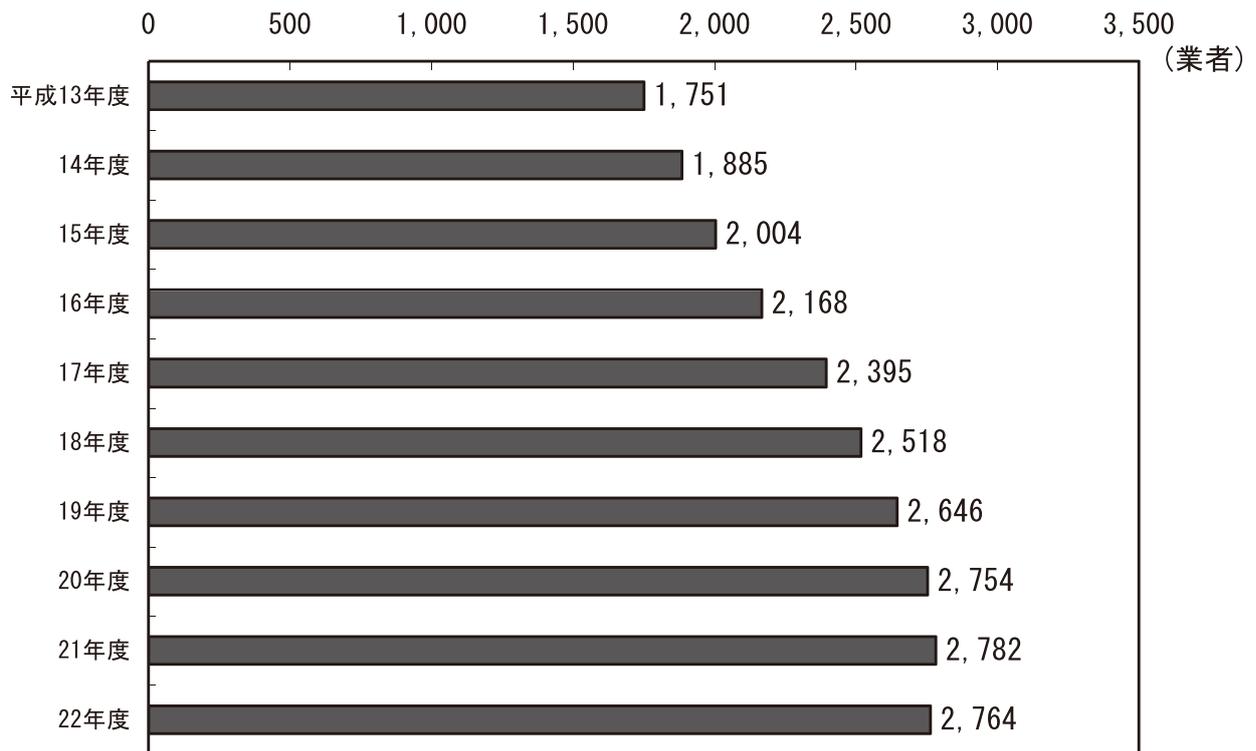
表－21 産業廃棄物処理業 許可業者数（平成 22 年度末現在）

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	2,764	938	1,826
収集運搬のみ	2,654	843	1,811
中間処理のみ	14	11	3
最終処分のみ	1	1	0
収集運搬＋中間処理	89	77	12
収集運搬＋最終処分	0	0	0
中間処理＋最終処分	0	0	0
収集運搬＋中間処理＋最終処分	6	6	0

表－22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（平成 22 年度）

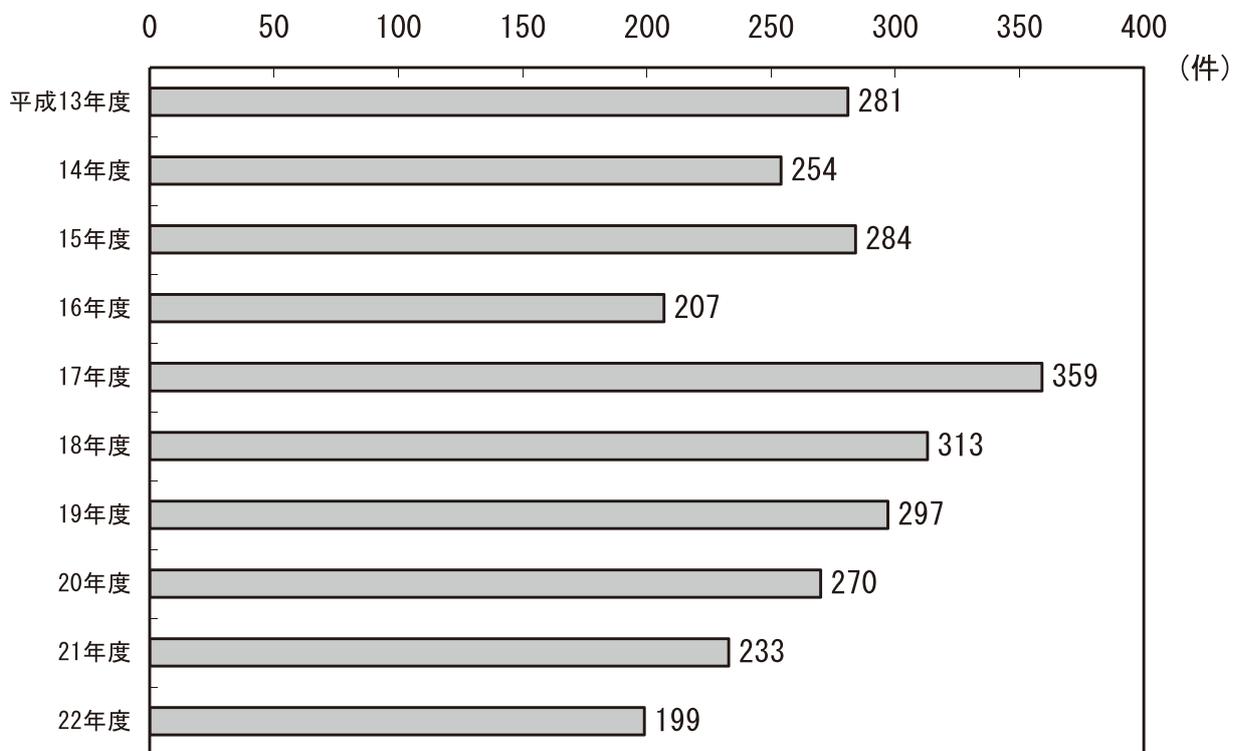
許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	195	4	0	0
更新許可	366	21	0	2
業廃止等	26	0	0	0

図－２６ 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）での数は含んでいません。

図－２７ 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）での数は含んでいません。